

(第77号議案)

中野区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

中野区子どもの医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u> (2) 保護者 <u>子どもの父若しくは母又はその他の者で、これを保護する(子どもを監護し、かつ、扶養することをいう。以下同じ。)もの(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもが何人からも保護されておらず、区長が必要と認める場合は、当該子ども本人)をいう。</u> 2 (略) 第3条~第11条 (略) 付則 (略) 別表 (略) <u>附則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u>	第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u> (2) 保護者 <u>子どもの父若しくは母又はその他の者で、これを保護する(子どもを監護し、かつ、扶養することをいう。以下同じ。)ものをいう。</u> 2 (略) 第3条~第11条 (略) 付則 (略) 別表 (略)

(準備行為)

2 この条例による改正後の中野区子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による助成の申請及び医療証の交付のために必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 新条例第2条の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。